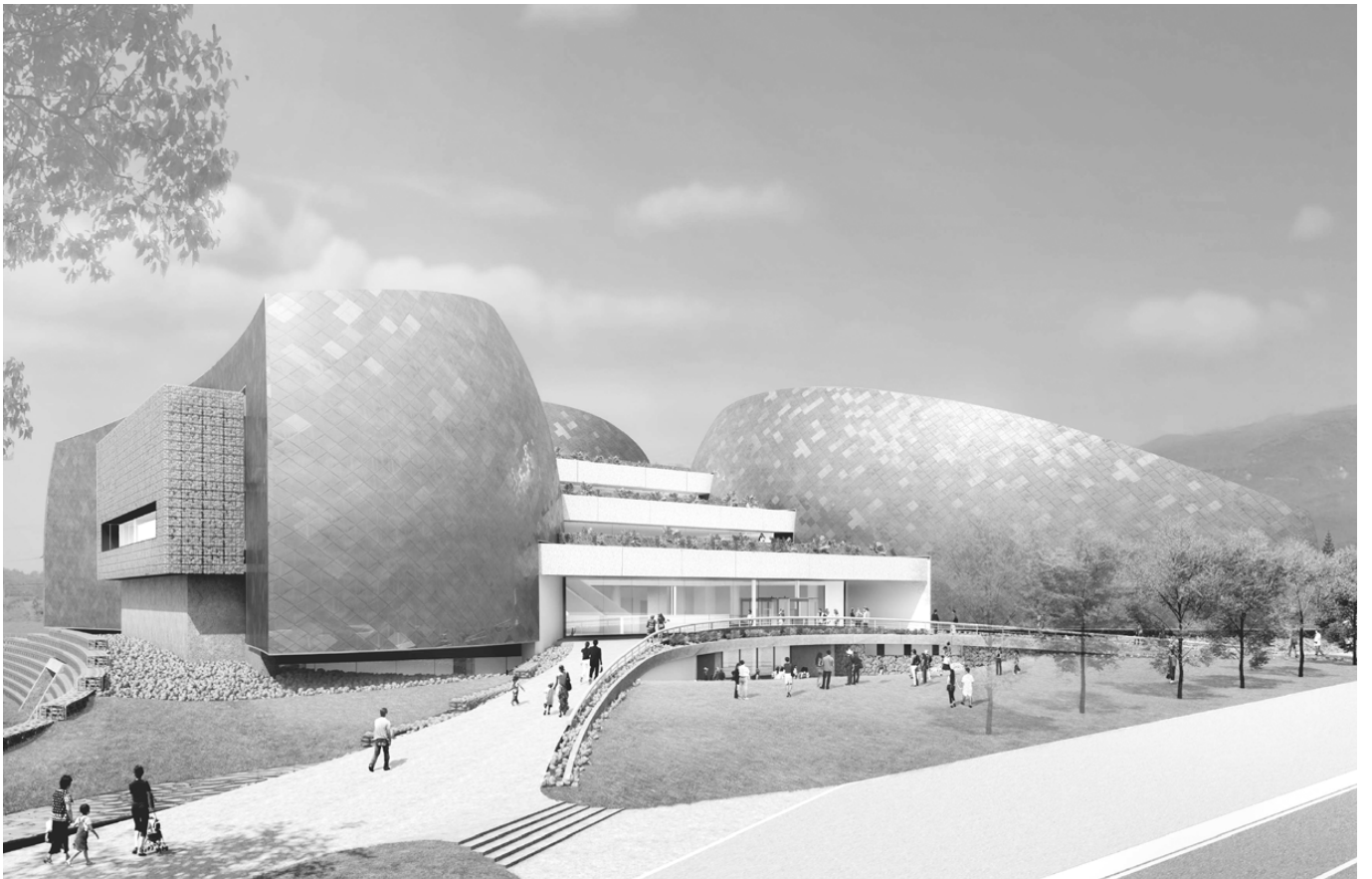


企 画



企

画

1 歴 代 三 役

市 長

代	市 長 名	就任年月日	離任年月日
初代	白 石 譽二郎	S 12.12.30	S 16.12.29
2	白 石 譽二郎	16.12.30	19. 5. 4
3	西 澤 定 義	19. 5. 5	21. 3.17
4	島 村 計 治	21. 7. 2	21.12.31
5	荒 井 源太郎	22. 4. 5	26. 4. 4
6	白 石 捷 一	26. 4.24	30. 4.10
7	小 野 勲	30. 5. 2	34. 4.29
8	小 野 勲	34. 5. 1	38. 4.29
9	小 野 勲	38. 5. 1	40. 2.24
10	泉 敬太郎	40. 4.15	44. 4.14
11	泉 敬太郎	44. 4.15	48. 4.14
12	泉 敬太郎	48. 4.15	52. 4.14
13	泉 敬太郎	52. 4.15	56. 4.14
14	泉 敬太郎	56. 4.15	59.10.16
15	伊 藤 武 志	59.11.18	63.11.17
16	伊 藤 武 志	63.11.18	H 4.11.17
17	伊 藤 武 志	H 4.11.18	8.11.17
18	伊 藤 武 志	8.11.18	12.11.17
19	佐々木 龍	12.11.18	16.11.17
20	佐々木 龍	16.11.18	20.11.17
21	佐々木 龍	20.11.18	24.11.17
22	石 川 勝 行	24.11.18	

助 役

代	助 役 名	就任年月日	離任年月日
初代	本 藤 巴勢一	S 12.12.21	S 15.11.28
2	西 澤 定 義	17. 7.22	19. 5. 4
3	矢 野 桃 郎	19. 5.10	20. 9.15
4	白 石 喜 八	20.11.10	22. 4.10
5	中 川 英 嗣	22. 7. 1	23. 4.14
6	近 藤 続 行	23. 4.30	26. 5.10
7	岡 田 稔	26. 5.28	26. 9.14
8	岡 田 大 六	26. 9.17	30. 1.28
9	瀧 幸 龍 榮	30. 7.21	34. 7.20
10	瀧 幸 龍 榮	34. 7.21	38. 7.20
11	伊 東 祐 一	38. 8. 1	40. 7.31
11	近 石 義 己	38. 8. 1	40. 7.31
12	齋 藤 一	40.12. 4	44.12. 3
13	井 上 啓三郎	45. 3.28	49. 3.27

代	助 役 名	就任年月日	離任年月日
14	松 田 茂 久	S 49. 6.29	S 53. 6.28
15	松 田 茂 久	53. 6.29	57. 6.28
16	松 田 茂 久	57. 6.29	60.12.31
17	加 藤 照 光	61. 1. 1	H元.12.31
18	加 藤 照 光	H 2. 1. 1	5.12.31
19	加 藤 照 光	6. 1. 1	6. 9.30
20	神 野 秀 明	6.10. 1	10. 9.30
21	神 野 秀 明	10.10. 1	12.12.31
22	片 上 孝 光	13. 1. 1	14.12.31
23	鈴 木 暉三弘	15. 1. 1	18.12.31

副 市 長 (H19.4.1から助役制度を廃止し、副市長制度を新設)

代	副 市 長 名	就任年月日	離任年月日
初代	石 川 勝 行	H19. 4. 1	H23. 3. 31
2	石 川 勝 行	23. 4. 1	24. 9. 21
3	近 藤 清 孝	25. 1. 1	

収 入 役

代	収 入 役 名	就任年月日	離任年月日
初代	小 野 豊	S 12.12.21	S 16.12.19
2	小 野 豊	16.12.20	20.11. 9
3	小 野 豊	20.11.10	22. 6.19
4	小 野 豊	22. 6.20	22.12.31
5	鈴 木 健 市	23. 4.30	27. 4.30
6	鈴 木 健 市	27. 5. 1	31. 4.30
7	鈴 木 健 市	31. 5. 1	35. 4.30
8	鈴 木 健 市	35. 5. 9	39. 5. 8
9	齋 藤 一	39. 5. 9	40.12. 3
10	藤 田 襄 治	40.12. 4	44.12. 3
11	永 易 治	45. 3.28	49. 3.27
12	稲 見 正 夫	49. 6.29	53. 6.28
13	稲 見 正 夫	53. 6.29	57. 6.28
14	稲 見 正 夫	57. 6.29	60.12.31
15	高 橋 昭 博	61. 1. 1	H元.12.31
16	高 橋 昭 博	H 2. 1. 1	5.12.31
17	高 橋 昭 博	6. 1. 1	6. 9.30
18	近 藤 宗 治	6.10. 1	10. 9.30
19	近 藤 宗 治	10.10. 1	12.12.31
20	稲 見 重 幸	13. 1. 1	16.12.31
21	田 村 浩 志	17. 4. 1	21. 3.31

2 第五次長期総合計画

(1) 策定の経緯と意義

本市では、昭和47年に第一次新居浜市長期総合計画を策定して以来、四次にわたり市政の総合的かつ長期的な指針として、社会経済情勢の変化に対応した計画を策定し、行財政の運営を図ってきた。

平成13年には、第四次新居浜市長期総合計画を策定し、『～共に創ろう～「心と技と自然が調和した誇れる新居浜』を目指す都市像として、市民一人ひとりが住んでよかったと心から感じ、誇りに思うことができるまちを目標とした諸施策を総合的に展開してきた。

しかし、人口減少とともに、少子高齢社会の到来、経済の低成長時代など本市を取り巻く社会経済情勢は大きく変化している。また、地方分権に向けた流れの本格化により、国と地方の関係の見直しが行われ、従来にも増して自治体の自立と責任が強く求められている一方で、それを支える本市の財政状況は厳しさを増しており、従来の価値観や手法では対応できない課題が多くなっている。このため、行財政基盤の充実に努めるとともに、今まで以上に市民、団体、事業者と行政が協働して地域の課題に的確に対応し、個性あふれるまちづくりを推進することが必要となっている。

このような中で、新しい時代を見据え、本市が今後も持続的発展を遂げるために第四次長期総合計画を見直し、「今後10年間の新居浜市の最高方針」として第五次新居浜市長期総合計画が平成23年3月に策定された。

(2) 計画の構成

① 基本構想

将来都市像・まちづくりの目標・施策の大綱など、本市が目指す新しいまちづくりの基本方向を示す。

② 基本計画

将来都市像を実現するための分野別の基本的施策を体系的に示す。

③ 実施計画

基本計画に基づき、具体的な事務事業の実施について示す。

(3) 基本構想

基本構想は、今後10年間のまちづくりについて基本的な考え方を示すもので、本市の将来都市像(目

指す姿)やまちづくりの理念を示すとともに、6つのフィールド別にまちづくりの目標と、計画の推進を含め45項目の施策を定めている。

① 将来都市像

— あかがねのまち、笑顔輝く —
産業・環境共生都市

② まちづくりの理念

- 1 市民が安全・安心を実感できるまちづくり
- 2 市民、団体、事業者と行政が一体となったまちづくり
- 3 市民が郷土に誇りと愛着を持てるまちづくり
- 4 子どもたちの未来に責任が持てるまちづくり

③ 基本指標 (人口)

1 将来人口

本市の人口は、今後も減少することが予想されるが、子育て支援の充実や産業振興等により、120,000人を維持することを目標とする。

2 交流人口

本市の交流人口は、観光資源の活用や広域アクセス性の向上等により、平成32年度には300万人を目標とする。

④ まちづくりの目標

フィールド1 快適交流

～人が集い、快適で利便性の高い都市の実現～

市民一人ひとりがゆとりと魅力ある生活を楽しみ、健やかな暮らしを営むことのできる快適で利便性の高い都市づくりを進めます。また、瀬戸内の中央という本市の立地条件、多様な産業の集積、先人たちが築いてきた歴史、文化などをいかし、人やものが行き交う、にぎわいあふれる交流都市を目指します。

フィールド2 環境調和

～地域にやさしい、地球にやさしい暮らしの実現～

豊かな自然と美しい環境を未来の子どもたちに残すため、世界に先駆け100年前に環境問題に取り組んだ先人に学び、地球環境に配慮したライフスタイルへの転換など人と自然が共生するまちづくりを進めます。また、市民、団体、事業者と行政の協働のもと、地球温暖化対策、ごみの減量化や水環境の向上に取り組み、持続可能な環境都市を目指します。

フィールド3 経済活力

～持続的発展が可能な、活力ある産業活動の実現～

本市を支える産業の持続的発展を促進するために、工業については、ものづくり人材の育成を図るとともに、産業基盤の強化に努めます。また、農林水産業、商業においては、消費者の嗜好や環

3 施政方針(平成25年度)

境の変化に応じた施策の実施を図ります。そして、多様な観光資源をいかし、交流人口の増加に努め、活気あふれる産業活力都市を目指します。

フィールド4 健康福祉

～誰もが健康で、生きがいと安心感のある暮らしの実現～

少子・高齢化が進展し、世帯構成の変化などが進む地域社会において、一人ひとりが認めあい、支えあう社会をつくりまします。また、年齢や障がいの有無に関係なく、生きがいをもって社会に参画し、生涯を心身共に健康に過ごすことが可能な環境づくりに努めることにより、地域の中で、誰もが安心して暮らすことのできる健康福祉都市を目指します。

フィールド5 教育文化

～市民の力が育まれ、次世代へ継承される社会の実現～

近代化産業遺産などのこれまで培ってきた文化や地域資源を市民の誇りとして、継承するとともに、学校教育や社会教育、スポーツ、芸術文化等を振興し、次世代の人材を育むまちづくりを目指します。

フィールド6 自立協働

～多様な地域主体が自立・連携する協働型社会の実現～

市民一人ひとりのかけがえのない命と、人権が尊重され、誰もが安心して生き生きと暮らせる社会づくりのため、NPOや地域コミュニティ活動の支援を行うとともに、自治の強化と協働のまちづくりを推進し、「民」の力を十分にいかすことのできる市政の運営を目指します。

計画の推進

第五次長期総合計画の推進に向けて、市民主体の市政を行うために情報公開を徹底するとともに、効果・効率的な自治体経営を進めます。

(4) 基本計画

基本計画は、基本構想で定めた将来都市像を実現するとともに、45項目の施策を体系的に取り組むために、施策に基づく167項目の基本計画や主な取組内容を示している。また、基本計画は、今後の社会経済情勢等の変化に対応するため、中間年(平成27年度)に見直しを行うこととしている。

平成24年度を振り返って

かつてない未曾有の大災害、東日本大震災から早や2年が経とうとしております。今なお、多くの被災者の方々が、仮設住宅での避難生活を強いられています。被災地の皆さんが以前の生活を取り戻し、明るく活力あるふるさとを取り戻すために、震災からの復興に向け、私達にできることに全力で取り組まなければならないと感じております。本市といたしましても、被災地と直接結び付いた効果のある支援をこれからも続けてまいります。

私共は一日も早い本市経済の回復が図られるよう、国・県の動向を注視しながら、独自の新たな施策を推進し、より効果的な地域再生の舵取りを図らなければいけないと考えております。

私は、選挙に際して、「夢をかたちにチーム新居浜」というスローガンを掲げました。市民の皆様方をはじめ、企業、団体そして行政、議会の皆様が共にふるさとをより良いものにしていこうという気持ちを集約し、市民の笑顔が輝く新居浜市の実現に向けて力を合わせて取り組んでいくこと、目指すべき理想を思い描きその実現に向け、共に歩んでいく「和」を重視したまちづくりを展開していくことを願っております。

共存共栄

論語の中に『温故知新』という有名な言葉があります。私は今回、市長という職に就き、改めて歴史から学ぶということの大切さを感じております。現在の新居浜市の繁栄というものは、多くの先人の汗と涙の結晶であり、そこには多くの経験が蓄積されているものであると再認識いたしております。私は昭和初期に鷺尾勘解治氏が提唱された「共存共栄」の理念を決して忘れてはならないと思います。

昭和初期に新居浜築港、海岸の埋立に代表される産業基盤の整備、昭和通りや星越住宅に代表される都市計画など、社会資本の整備に着手したことはまさに先見の明であり、それらを支える精神的な基盤として、改善会や作務の崇高な精神に支えられた生活協同体的な共感をもって、公共に奉仕する市民意識の昂揚を掲げたことはまさに卓見でありました。新居浜市民は、山根グラウンド、昭和通りは先人の汗と結晶であることを忘れてはならないのです。

「共存共栄」の考えには、「企業は労働者の繁栄、地方

の繁栄と共にその利を同じくするものであり、その利をほしいままにして、自分独りが栄えるものではない」という崇高な経営理念が込められておりました。

私は今こそ、鷺尾さんが自らの行動規範として生涯貫いた「円融の教え」を学びたいと思います。「円融」とは「それぞれが、その立場を保ちながら一体であり、互いにとけ合っただけで障りのないこと」だそうです。お互いを尊重し、寛容の精神をもつことの大事さを説いておられます。物質的な幸せを追求するだけでなく、人と人のふれあい、絆を大切にすることこそが、平成の時代に合致した「共存共栄」の理念であると思うのです。私は、この先人の教えを大切に、多くの市民の英知と実践を結集し、平成の共存共栄策と一緒に創り、新居浜市の将来を開拓したいのです。

三つの再生

私は「三つの再生」を平成25年度の行政運営の柱に掲げてまいりたいと思います。

まず、第一点目は「経済の再生」であります。

国の経済再生策や地元経済界のご尽力により、新規企業の参入や工場建設などの朗報がある一方、中小企業の経営者からはデフレ基調の中で厳しい経営環境が続いており、新たな経済振興策を求める声が聞こえてまいります。経営の再生に向けての第一歩は、現場で苦勞している経営者の人たちの声から学ぶことであると私は考えております。忌憚のない意見を聞かせていただくことから、行政、企業の相互理解、信頼関係が生まれ、何をなすべきかが見えてくるものと思っております。そのため、住友企業、商工会議所をはじめとする企業経営者とのトップミーティングを定期的開催するなど、経済界と行政がスクラムを組んで本市経済の再生を着実に推進する体制をつくりたいと考えております。

第二点目は「地域コミュニティの再生」であります。

私は新居浜太鼓祭りに象徴されるように、新居浜市民の結束力は全国にも誇りうるものであると常々感じております。しかしながら、自治会の加入率は7割を切ってしまいました。

自分たちに何ができるかを考え実践してきた先人の意思を私たちは継承し、身近な地域コミュニティの中でできることに取り組んでいただきたいのです。

近い将来に発生が想定される東南海・南海大地震に向けての備えも求められます。いざという時になってから慌てても何もできません。災害時だけでなく、日々の生活においても支援を要する人たちを支える温かい

地域の人間関係が求められますし、超高齢化社会といわれる中、老いは誰もが避けて通ることのできない大きな問題として、否応なくやってきます。いくつになっても元気でいられること、そしてよき人間関係の中で生きがいを持って人生を送ることこそが理想の姿であると思います。その意味でも、私は地域コミュニティこそが生活の基盤であり、みんなが力を合わせてその維持発展を支えていかなければならないと考えております。

第三点目は「市役所の再生」であります。

市役所は文字通り市民にとって役に立つ所でなければなりません。

市役所の再生では、まず「信頼される」市役所を目指します。市民の皆様が市役所にやって来る時は、何かの問題を抱え、相談にやって来るはずで、その際に、きちんと話を聞き、説明し、解決策を共に見出そうとする姿が求められます。市民の皆様ときちんと向き合い、共に考え、思いを共有できる職員が必要です。市民の要望に必ずしもよい回答ができない場合も、きちんと説明できる能力を身に付けるためにも資質向上を図ってまいります。

また、市民の皆様と行政との距離を縮めていきたいと考え、市職員が地域コミュニティの活動を支援するための新しい仕組みをつくっていきたくて考えております。そのことによって、職員は地域を学び、真の協働のあり方を体験してもらいたいのです。

そして、「挑戦する」市役所です。できない理由を並べたてるのではなく、どうすればできるのかを探求し、新しい事業を開拓していこうとする前向きな職員が求められています。人材なしには、地域主権の時代に生き抜いていくことは決して叶わないと考えております。人は磨かれて初めて輝くものであり、人材登用、研修など様々な機会を活用して、高い志を持った職員が育つ組織文化を構築してまいります。

さて、今年は別子山村と合併して10年という節目の年であり、記念式典やイベントも予定しております。市民の皆様にとって別子山地域の人たちにとって合併という変化はどう受けとめられたのでしょうか。新居浜市としての一体感を醸成し、次の10年に向け、新たな歩みを始める年でもあります。

私は、平成25年度を「再生へのスタートの年」にしたいと思います。「温故知新」、「共存共栄」を胆に銘じ、新居浜市民の幸福を共に高めていくために何ができるかを、チーム新居浜でじっくりと考え、行動に移してまいります。

4 行政改革

近年、国、地方ともに厳しい財政状況が続く、人口減少・少子高齢社会の本格化、経済のグローバル化と地域経済の低迷、地方分権時代の到来をはじめ、社会経済情勢は常に大きく変動を続けており、地方自治体は住民に最も身近な存在として、より迅速で的確な社会環境変化への対応が求められている。

本市では、昭和60年度の「第一次行政改革大綱」の策定、昭和61年度「第二次行政改革大綱」を策定し、行財政運営の効率化、活力ある組織づくりと人材育成、行政の公正・透明性を目指した行政改革の推進に取り組んできた。

平成6年10月には「新居浜市行政改革要綱」を策定し、以降、毎年度の行政改革実施計画に基づき行政改革を推進し、平成14年度には、平成18年度までの「新居浜市行政改革大綱」を策定した。

また、平成17年度には、国の「地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針」を受け、平成21年度までの5か年計画である「新居浜市集中改革プラン」を策定、平成19年度には、長期総合計画を意識し、平成22年度までの「新居浜市行政改革大綱2007」を策定し、行政改革の推進に取り組んできた。

さらに、これまでの改革の実績を踏まえ、効果・効率的な行政運営システムを確立することにより、地域主権時代を担える市役所を目指し、平成23年度から平成27年度までを計画期間とする「新居浜市行政改革大綱2011」を策定、第五次長期総合計画の将来都市像に掲げる「笑顔」を改革の主眼に置き、「市民の笑顔輝く市役所づくり」を合言葉に、市民満足度と職員満足度の向上を常に意識した行政改革の推進に取り組んでいる。

(1) 機構改革

本市の組織機構は、昭和37年部制がスタートして以来、今日までその時々の行政課題に対応するための組織改革を数次にわたって実施してきたところである。

現在、全国的に市町村の再編が進みつつある中で、地方の自主・自立を確立していかなければならない。そのためには、最少の経費で最大の効果をあげるといった自治体経営の基本原則に基づいた組織運営が求められている。

平成15年度には、第四次長期総合計画を効率的に執行し、また、職員個々の能力と組織の力をより発揮させる組織の確立を図るため大幅な機構改革を実施した。

(2) 機構(組織)改革の変遷

部制を採用した昭和37年4月から現在までの組織・機構改革の主なものは次のとおりである。

- 37. 4. 1 部制スタート
- 42. 4. 1 民生経済部を民生部と経済部に分離
- 47. 4. 1 係長制を廃止し主任制を採用。人事部、税務部、環境部を設置
- 48. 10. 1 電算準備事務局を設置

- 49. 10. 1 副課長制の採用
- 55. 2. 1 人事部を市長公室に、税務部を総務部に統合。民生部を分離して福祉部と市民部に、また建設部を分離して建設部と開発部とした。
新しく総務担当制を導入するとともに小課の18課を10課に統合した。
- 55. 4. 1 福祉部上部老人福祉センターの設置
- 57. 4. 1 担当主任制を廃止し、係長制を復活、技幹制の採用。福祉部瀬戸会館及び瀬戸児童館の設置
- 57. 10. 1 建設部国道対策室の設置
- 58. 4. 1 市民部住居表示対策室、福祉部川東老人福祉センターの設置
- 59. 4. 1 福祉部川東児童センター、経済部勤労者体育センター、環境部斎場の設置
- 59. 10. 1 環境部保健センターの設置
- 60. 4. 1 経済部南部観光開発推進室の設置、企業誘致係、婦人対策係の設置、福祉部川西老人福祉センターの設置
- 61. 4. 1 市長公室市政調査室の設置、緑化推進係など4係の設置。車両課を管財課に、住居表示対策室を市民課に統合。また国民健康保険課と国民年金課を統合して保険年金課とした。
庶務課を秘書課に、開発課を企業誘致課に名称変更
- 61. 8. 1 市民文化センター等文化施設、市民体育館等体育施設を財団法人新居浜市文化体育振興事業団に委託
- 62. 4. 1 福祉部中央児童センター、川東老人福祉センター等を社会福祉法人新居浜社会福祉事業協会に委託
福祉部上部児童センターの設置
- 63. 4. 1 市長公室を企画調整部に、総務部を財務部に、福祉部を社会福祉部に、市民部を市民生活部に、環境部を保健環境部に、経済部を産業振興部に、建設部を都市整備部に名称変更。開発部の廃止。都市整備部に下水道局、用地対策局を設置。総務担当制の廃止。総括次長・主幹制の採用。水道局の技能労務職員の職種換え。
課(室)の所属、名称、所管等の変更。
出納室の設置
- 元. 4. 1 社会福祉部上部児童センターを社会福祉法人新居浜社会福祉事業協会に委託。
主幹・技幹の決裁権のライン化
- 2. 4. 1 商業高等学校を県立に移管。婦人センター・働く婦人の家の設置、区画整理係の設置
- 3. 4. 1 政策研究室を企画調整課に統合
端出場温泉保養センターの設置
社会教育課を生涯学習課に、中央公民館を生涯学習センターに変更
- 4. 4. 1 下水道部、地域開発室の設置、用地対

- 策局の廃止、職員研修所、女性政策課の設置、都市計画課を都市計画課と区画整理課に、道路課を道路建設課と道路管理課に分離、企業誘致課、監理課の廃止、課の名称、所管の変更等
4. 10. 1 別子銅山記念図書館の設置
5. 4. 1 工事検査係、最終処分場の設置
6. 4. 1 新居浜学園の廃止、くすのき園の設置、東平記念館の設置、清掃センターに管理第一係、管理第二係を設置
7. 4. 1 社会福祉部と保健環境部の健康推進部門を統合、地域開発室を廃止し都市整備部と統合、保険年金課を国保課と国民年金課に、健康環境課を健康推進課と環境交通課に分離統合、課の名称、所管の変更等
8. 4. 1 地域開発課の廃止、都市整備部を都市開発部に、区画整理課を都市開発課に名称変更、選挙管理委員会事務局を企画調整部行政管理課と併任、広報相談課にボランティア係を設置、総合福祉センターの設置
9. 4. 1 商業振興センターの設置、広瀬歴史記念館の設置、水道局水源管理課に水質検査係を設置、市民福祉会館を市民文化センターに変更
10. 4. 1 市民生活部と環境部を統合し、市民環境部を設置。広報相談課を廃止し、企画調整部に生涯学習課を設置。情報管理課を行政管理課に統合。商工労政課と観光物産課を統合し、商工観光課を設置。課の名称、所管の変更等
総合福祉センターを社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会に委託。
女性センター・働く婦人の家を財団法人新居浜市文化体育振興事業団に委託
11. 4. 1 高齢福祉課に介護保険料係と介護認定係を設置等
12. 4. 1 高齢福祉課を介護福祉課に、女性政策課を男女共同参画課に名称変更し、消防署を3部交替勤務制に移行した。
13. 4. 1 生活環境課と環境交通課を環境政策課と生活環境課に再編し、学校給食課を設置
14. 4. 1 国民年金課を廃止し、市民課国民年金係として市民課に統合。東新学園に指導第一係、指導第二係を設置。
15. 4. 1 企画調整部を企画部に、財務部を総務部に、保健福祉部を福祉部に、産業振興部を経済部に、都市開発部を建設部に名称変更。市民環境部を市民部と環境部に分離し、下水道部を環境部に統合。経済部に別子山支所を設置。課(室)の所属、名称、所管等の変更
16. 4. 1 企画部に産業遺産活用室、福祉部に子育て支援室、市民部に市民安全室、経済部に中小企業振興室を設置。
都市計画課の開発審査係を建築課に移管。広報相談課の交通安全係を交通災害共済係に名称変更。
企画部総合政策課に芸術文化推進係を新設。くすのき園を民間委託
17. 4. 1 子育て支援室を廃止し、児童福祉課に統合。児童福祉課の母子児童係を子育て支援係に名称変更。
選挙管理委員会事務局を企画部情報政策課と併任。
18. 4. 1 行政改革推進室を廃止し、企画部に行政改革推進課を設置。企画部に駅周辺整備室を設置。市民安全室を廃止し、総務部に防災安全課を設置。福祉部介護福祉課に地域包括支援センターを設置。企画部エコ推進課(H15.4.1設置)を廃止し、環境部環境施設課と統合し、ごみ減量課に名称変更。経済部に運輸観光課を設置。中小企業振興室を廃止し、商工労政課に統合。市営住宅の管理事務を建設部建築課に移管し、建築住宅課に名称変更。建設部に建築指導課を設置。
19. 4. 1 産業遺産活用室を廃止し、別子銅山文化遺産課を設置。
20. 4. 1 環境部の環境保全、廃棄物、衛生関連部門を生活環境課、ごみ減量課の2課体制から環境保全課、ごみ減量課、環境施設課の3課体制に再編。
教育委員会事務局に発達支援準備室を新設。
21. 4. 1 教育委員会事務局の発達支援準備室を廃止し、発達支援課を設置。
22. 4. 1 行政改革推進課を秘書広報課に名称変更。企画部に港湾管理課を新設。総務部に債権管理対策室を新設。市民部市民活動推進課に消費生活センターを新設。北消防署に通信指令課を新設。
23. 4. 1 駅周辺整備室を総合文化施設準備室に名称変更。
防災安全課を市民部に配置替。
契約課に工事検査班を設置。
福祉課を廃止し、地域福祉課と生活福祉課を設置。保健センターに精神保健係を新設。都市計画課に国土調査係を新設。体育文化課をスポーツ文化課に、水道局総務料金課を総務課に名称変更。
25. 4. 1 水道局総務課を水道総務課に名称変更。男女共同参画課に相談支援係を新設。商工労政課に企業立地係を新設。スポーツ文化課に国体準備係を新設。工務課漏水調査係を漏水対策係に名称変更。

5 広 聴

(1) 市政モニター

市民の意見や提言などを市政に反映させ、行政施策の向上を図るため昭和42年度から設置している。

モニターの数 17人（任期1年）（H25年度）
 任 務 市民にとって開かれた市政の運営と広聴機能の充実を図る。会議などに出席し、市政に対する意見や提言を行う。

(2) 市民の声

市内の自治会、市政モニター、あるいは一般市民から寄せられる各種要望、意見、苦情等については、「市民の声」として関係部局に連絡を行い、これら広聴事項の解決処理に努めている。また、市長への手紙・メールを活用して、市民の声を行政に反映させることとしている。

(3) まちづくり校区集会

連合自治会と市との共催により、地域主体の懇談会として平成19年度から開催しており、地域と行政が一体となった協働のまちづくりを推進する。また、市職員が「まちづくり推進員」として参画し、地域が設定した課題などについて意見交換を行い、政策形成に反映させる。

小学校区別に開催
 平成24年度 7/2～8/10

〈校区集会の内容〉

- 市長から市の重点事業について説明
- 意見交換
 - (1) 校区設定の市政課題
 - (2) 校区別地域課題
 - (3) その他（意見・要望など）

平成24年度広聴票（部名別）

部 名	件数	項 目	件数	部 門 別 処 理 状 況							合 計
				1 満 た し た	2 満 た せ る く	3 以 次 年 降 度	4 検 査 調 査 討	5 参 考	6 な ま り い せ	7 そ の 他	
建 設 部	2	カーブミラーの設置について	1				1				1
		道路陥没箇所補修	1		1						1
教 育 委 員 会	1	体育施設について	1	1							1
合 計	3		3	1	1		1				3

平成24年度 市長への手紙・メール

部 名	件数	項 目	件数	部 門 別 処 理 状 況							合 計
				1 満 た し た	2 満 た せ る く	3 以 次 年 降 度	4 検 査 調 査 討	5 参 考	6 な 満 た い せ	7 そ の 他	
企 画 部	45	広報・広聴について	9	3	1		1	2	1	1	9
		総合文化施設について	18	4			5			9	18
		その他	18	2			3	3	10		18
総 務 部	49	市役所職員について	21	4				7		10	21
		市役所庁舎について	13	1			8	2	2		13
		税金について	13					10	3		13
		その他	2							2	2
福 祉 部	68	生活保護について	7					2	2	3	7
		障害福祉について	6	2	1		2		1		6
		介護について	7	2	1					4	7
		国保について	5			1			3	1	5
		子育て支援について	12	2	2			1	6	1	12
		保育園について	8	3				1	2	2	8
		その他	23	5			1	4	1	12	23
市 民 部	20	安全安心について	5	2			2	1			5
		自治会について	3	2					1		3
		その他	12	4	1		3			4	12
環 境 部	54	ゴミ処理について	13	2				5	4	2	13
		河川について	10	1		2			5	2	10
		下水道について	2	1					1		2
		衛生(墓地・犬・猫)について	12	2	1		1		5	3	12
		震災支援(がれき受け入れ)	12					2		10	12
		その他	5		1			3		1	5
経 済 部	61	観光について	22	6			9	7			22
		交通について	7	2				3	1	1	7
		太鼓祭りについて	7	1			1	4		1	7
		農地・農道等	12	5	2	1	1	3			12
		その他	13		2		1	4		6	13
建 設 部	86	公園整備等について	23	5	6		3	2	2	5	23
		区画整理について	16	3		2	2	2	6	1	16
		道路整備・舗装・改修	20	7	4	2		1	3	3	20
		交通安全対策について	9	2	1		1		2	3	9
		市営住宅について	12	6	2			1	2	1	12
		その他	6				1	1	2	2	6
教 育 委 員 会	58	小・中学校について	18	3	2		2	5		6	18
		体育施設について	12	1	1		2	1	2	5	12
		文化施設について	3	1	1			1			3
		公民館について	6	2					2	2	6
		図書館について	8	2			2	2	2		8
		その他	11	3			1	2	2	3	11
消 防 本 部	2	消防について	2	1			1			2	
そ の 他	29		29	2		1	1	1	1	23	29
合 計	472		472	94	29	9	35	87	74	144	472

うち 市長への手紙 : 271件
市長へのメール : 201件

6 市 政 広 報

(1) 広 報

ア 印刷物による広報

区分	名称	市政だよりにはま	市 勢 要 覧
発行日		毎月1回	平成25年1月10日 (5年に1回)
発行部数		1回 45,000部	1,500部
版 型		A4版	A4版
経 費		1,286万円	82万円
単 価		22円 (36頁・消費税含まず)	540円 (48頁・消費税含む)
配布対象		全戸	関係機関ほか
配布方法		自治会組織などを通じて配布	随時
内 容		市政に関する情報 季節、地域の話題	市制施行75周年を迎えた本市の現在の様子を写真を中心に紹介

イ ホームページによる広報

高度情報化に対応し、インターネットを利用した市政情報広報システムとして、平成8年から運用を開始し、市内外に発信している。

利用しやすいホームページを目指し、平成20年2月に全面リニューアルを行った。

また、平成24年4月1日から音声読上ソフトを導入した。

ウ CATVによる広報

CATVアナログ12チャンネル・デジタル112チャンネルを活用した広報番組を制作し、市の主要プロジェクトの紹介、各施設の紹介、各種イベントのお知らせなどを行っている。

「マイタウンにはま」などの広報番組は、株式会社ハートネットワークに制作を委託し、番組を制作、放映している。「インフォにはま」は15分の文字情報番組で、市民に身近な生活情報を伝達する。

また、平成24年4月からデータ放送がリニューアルされ、行政情報を見ることができるようになった。

エ 声の市政だより

視覚障がい者に市政に関する情報(市政だよりから抜粋)を提供するため、ボランティアグループ「声の図書室やまびこ」の協力を得て、音声(テープ)で伝えている。また、「点訳グループさざなみ」の協力を得て、点訳市政だよりも提供している。

オ メールマガジン・ツイッター・フェイスブック

携帯電話等を利用した情報提供、情報収集システムとして、平成20年3月25日から「メールマガジン」の運用を開始している。また、平成24年4月1日から「ツイッター」、平成25年3月28日から「フェイスブック」の運用を開始し、市政情報の発信、市民意識調査に活用している。

7 情 報 政 策

(1) 事務改善

ア 電子計算処理の推進

(ア) 住民情報システム

行政事務の近代化と市民サービスの向上を図るため、昭和43年以来行政事務の電算化を積極的に進めてきた。

○昭和43年 事務処理を外部委託する方法で市税事務の電算化を開始し、続いて国民健康保険及び給与計算事務の電算化を進めた。

○昭和49年 住民基本台帳を電算化し、国民健康保険料、選挙関係等、各個別業務間の情報の相互交流が可能であるシステムの開発を推進した。

○昭和55年3月 増大する行政需要と多様化する住民要望に的確迅速に対応するために、新庁舎の建設を機に電子計算機(汎用機)を単独購入し、外部委託していた業務を処理するとともに、毎日収納消込システムの開発及び国民健康保険診療報酬明細書(レセプト)点検等の新規業務の開発並びにオンラインシステムの導入を行った。

○昭和59年度 漢字オンラインシステムの開発に着手した。

○昭和60年11月 住民登録・戸籍附票システム(漢字オンラインシステム)の運用を開始した。

- 昭和61年5月 上部、川東支所での漢字オンラインシステム運用を開始した。
- 昭和62年3月 印鑑証明システム(漢字オンラインシステム)の運用を開始した。
- 昭和63年 口座振替制度の開始及び老人医療レセプトの点検システムの運用を開始した。
- 平成6年度 住民基本台帳の続柄表示の変更を自主開発により対応した。
- 平成9年7月 国民年金オンラインシステムの運用を開始した。
- 平成10年2月 郵便番号7桁化に自主開発により対応した。
- 平成10年11月 上下水道オンラインシステム及び住民税オンラインシステム(軽自動車税、市県民税、法人市民税)も稼動を開始した。
- 平成11年10月 平成12年4月からの介護保険制度の導入に伴い介護保険オンラインシステムの段階的な運用を開始した。
- 平成12年4月 介護保険オンラインシステムの本格運用を開始した。また国民健康保険加入の被保険者へ対応するため、国民健康保険システムに、2号被保険者の資格管理・調定管理等の機能を追加した。
- 平成14年8月 住民基本台帳ネットワークに対応するためシステムの改修を行った。また、県から業務委譲される児童扶養手当業務についても、平成13年度から開発を進めていた児童手当システムと共にシステムの運用を開始した。
- 平成14年度 別子山村との合併を考慮し、各システムの改修を行った。また、外部機関による情報システム監査を受け、情報システムの信頼性の観点から、危機的状況にあり、抜本的な対策を行うことが必要不可欠であるとの指摘を受けた。
- 平成16年度～平成18年度 基幹業務システム構築事業に着手し、システム開発及びデータ移行作業を行った。平成19年1月より前基幹業務システムの運用を段階的に開始した。
- 平成19年度 前基幹業務システムが全面稼動を開始した。後期高齢者医療制度、就学前外来医療費助成及び妊産婦健康診査の制度改正等に伴うシステム改修を行った。
- 平成20年度 市県民税に係る公的年金等受給

者からの特別徴収及び給与支払報告書の電子化、並びに裁判員候補者名簿作成等、制度改正に伴うシステム改修を行った。

- 平成21年度 後期高齢者医療システムの改修及び機能追加、住民税公的年金特別徴収に伴うシステム改修等を行うとともに、子ども手当システムの導入を行った。
- 平成22年度 水道局の料金徴収業務委託に伴い、上水道システムの運用を終了した。
- 平成24年度 基幹業務システムの更新を段階的に開始した。平成24年4月に介護保険システム、平成25年2月に障害福祉サービスの運用を開始した。
- (イ) 内部事務の電算化
 - 平成2年度 内部事務の効率化を図るために財務会計システムの導入に着手した。
 - 平成3年4月 予算の部門執行管理・出納管理システムの運用を開始した。
 - 平成5年6月 決算システムの運用を開始した。
 - 平成7年6月 証憑のA4版化及び旅費計算機能を追加した。
 - 平成10年度 予算編成システムの稼動を開始した。
- (ウ) 電子計算機の変遷
 - a 住民情報システム(オンラインシステム)
 - 昭和55年3月 日本アイ・ピー・エム(株) IBM4331-J01(記憶容量1MB)を導入した。
 - 昭和60年 日本アイ・ピー・エム(株) IBM4361-K03(記憶容量2MB)を導入してオンラインの二重化を行った。
 - 昭和62年度～昭和63年度 日本アイ・ピー・エム(株) IBM9377-90(記憶容量8MB)2台を導入した。
 - 平成9年7月 日本アイ・ピー・エム(株) IBM9672-RA2(記憶容量120MB)に更新した。
 - 平成13年7月 外部記憶装置を90GBから420GBに容量を増設した。これにより増え続けるシステムやデータに対する記憶容量不足への不安を解消した。
 - 平成18年度 前基幹業務システム構築のため、機器を導入した。

○平成24年度 基幹システム構築に伴い機器を更新した。

b 内部情報処理システム(財務会計)

○平成2年度 日本アイ・ビー・エム(株) IBM AS/400 B50を導入した。

○平成5年 日本アイ・ビー・エム(株) IBM AS/400 F45(記憶容量32MB)に更新した。

○平成10年7月 日本アイ・ビー・エム(株) IBM9406-620に更新した。

○平成15年6月 日本アイ・ビー・エム(株) IBM AS/400 i810に更新した。

イ O A化の推進

高度情報化社会といわれる今日、住民の情報に対する価値観が多様化している中で、事務処理の効率化・近代化を図ることが急務とされている。

本市においては昭和59年4月に「行政診断調査

研究委員会」の報告のもとに、「新居浜市O A調査研究委員会」を設置し、行政として来るべき高度情報化時代にどう対応し、情報処理システムの改善に取り組んでいけばよいかについて調査研究を行い、昭和60年11月報告した。

また、事務の近代化を進める中で、昭和58年7月従来の和文タイプにかわり、ワードプロセッサ2台を導入し、昭和61年度からは庁内各部局にO A機器を設置することにより、業務への適用を図るとともに、業務の利用拡大に対応するため、機器の機能強化にも努めている。

さらに平成12年5月には、庁内LANによる全庁的なネットワークシステムを稼働させ、平成20年2月及び平成25年2月に全面更新し、情報の共有化を行っている。

また、研修部門との連携により継続的なO A研修を実施し、広く職員にO A感覚、O A意識を持たせるよう、その推進を図るものである。

電算業務処理状況表

課 名	業 務 名
市 民 課	住 民 記 録
市 民 課	外 国 人 登 録
市 民 課	印 鑑 登 録
市 民 課	国 民 年 金
市 民 税 課	個 人 住 民 税
市 民 税 課	法 人 市 民 税
市 民 税 課	軽 自 動 車 税
資 産 税 課	固 定 資 産 税
収 税 課	収 納 管 理
収 税 課	滞 納 整 理
国 保 課	賦 課
国 保 課	資 格
国 保 課	給 付
国 保 課	後 期 高 齢 者 医 療
国 保 課	徴 収
国 保 課	医 療 費 適 正 化
地 域 福 祉 課	福 祉 手 当
地 域 福 祉 課	重 度 心 身 障 害 者 (児) 医 療
地 域 福 祉 課	障 害 福 祉 サ ー ビ ス

(25.4.1 現在)

課 名	業 務 名
介 護 福 祉 課	老 人 措 置
介 護 福 祉 課	在 宅 福 祉 台 帳
介 護 福 祉 課	介 護 保 険
児 童 福 祉 課	児 童 手 当
児 童 福 祉 課	児 童 扶 養 手 当
児 童 福 祉 課	母 子 ・ 乳 幼 児 医 療
児 童 福 祉 課	保 育
保 健 セ ン タ ー	各 種 予 防 接 種 ・ 検 診
財 政 課	予 算 書 作 成
財 政 課	財 務 会 計
出 納 室	財 務 会 計
人 事 課	人 事 管 理
人 事 課	給 与 管 理
建 築 住 宅 課	住 宅 使 用 料
下 水 道 管 理 課	下 水 道 受 益 者 負 担 金
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	選 挙 事 務
農 業 委 員 会 事 務 局	農 家 台 帳
教 育 委 員 会 社 会 教 育 課	成 人 式
教 育 委 員 会 学 校 教 育 課	学 齡 簿
教 育 委 員 会 学 校 教 育 課	就 園 奨 励

部 局	区 分	庁 内 L A N			基幹業務システム	合 計
		情報政策課 管 理 分	その他	小 計		
企 画 部		55	0	55	13	68
総 務 部		101	2	103	73	176
福 祉 部		213	4	217	124	341
市 民 部		82	6	88	31	119
環 境 部		42	29	71	3	74
経 済 部		53	3	56	2	58
建 設 部		58	36	94	5	99
出 納 室		8	0	8	1	9
議 会 事 務 局		9	0	9	0	9
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局		0	30	30	1	31
監 査 委 員 事 務 局		6	0	6	0	6
農 業 委 員 会 事 務 局		7	0	7	2	9
水 道 局		49	15	64	2	66
教 育 委 員 会 事 務 局		68	11	79	4	83
教育機関(小学校・公民館ほか)		70	4	74	0	74
消 防		65	0	65	0	65
港 務 局		8	4	12	0	12
土 地 開 発 公 社		3	0	3	0	3
サ ー バ ー ル ーム		29	10	39	13	42
合 計		926	154	1,080	274	1,354

8 地域情報化の推進

(1) テレトピア構想

テレトピア構想は旧郵政省の提唱する高度情報化施策であり、平成元年2月28日、地域指定を受けたものである。

テレトピアとは、テレコミュニケーション（電気通信）とユートピア（理想郷）の二つの言葉を併せた名称で、各種の情報通信メディアを活用し、活力ある快適な地域社会の形成発展を促進し、高度情報通信社会への円滑な移行を図るものである。

新居浜市テレトピア計画では、「人と地域が輝く情報ネットワーク都市」を目標に、次の3つのシステム構築を目指す。

ア 情報通信メディアを利用し、市民生活に必要な情報を広く提供し、また地域外へ情報を発信するための市民総合情報ネットワークシステム

イ マルチメディア時代の情報化人材育成と教育分野の情報化を図るための教育情報ネットワークシステム

ウ 行政内部の情報化を推進し、行政サービス水準の高度化、行政事務処理の効率化等により、市民への情報サービスの充実及び都市機能の強化を図るための行政情報ネットワーク

○ 株式会社ハートネットワーク

平成2年9月1日、テレトピア計画の主要なメディアのひとつである都市型CATVとして開局した。以後、市内域でサービスエリア（対象区域）を順調に広げ、現在、新居浜・金子・宮西・金栄・惣開・若宮・泉川・中萩・角野・大生院・船木・高津・垣生・浮島・神郷・多喜浜の16校区に及んでいる。また、インターネット接続サービスを平成12年12月から、一部別子山地区でのインターネットサービスを平成23年4月から、デジタル放送サービスを平成15年4月から、地域WiMAXサービスを平成21年4月から、それぞれ開始した。チャンネル数は現在デジタル86チャンネル、ラジオ2チャンネル、また加入世帯はCATV 19,037世帯、インターネット及びWiMAX 7,985世帯（平成25年3月31日現在）となっている。（なお、CATV対応集合住宅も含めた新居浜市内の加入率

は41.1%となっている。)

同社の自主制作番組は5チャンネルあり、「ニュースチャンネル」では毎日市内の出来事や話題を提供、「広報チャンネル」では市役所をはじめ官公庁からのお知らせや行政の仕組みなどをわかりやすく提供、「コミュニケーションチャンネル」では、スポーツ大会、運動会、音楽会、講演会をはじめ地域の伝統行事や催し物などを提供し、市民のためのチャンネルとしてコミュニティの向上が図られている。

また、平成24年10月よりエリア放送免許を取得し、本放送を開始している。

設立年月日 昭和63年3月17日
所在地 坂井町二丁目3番17号
(新居浜テレコムプラザ2階)
資本金 4億9,550万円

○ 新居浜テレコムプラザ

全国で5番目、四国で初めての民活法に基づく電気通信高度化基盤施設で、本市の情報化を推進するため、ニューメディアや情報通信システムに慣れ親しむためのデモンストレーションの「場」、情報関連の人材を育てていくための「場」、データベースを構築し、これを地域に根づかせていくための事業展開の「場」を提供するため、本市も出資した第三セクターの新居浜テレコムプラザ株式会社により建設された。

所在地 坂井町二丁目3番17号
☎ 33-5200
資本金 2億7,000万円
敷地面積 4,266㎡
構造 鉄骨鉄筋コンクリート造9階建
建物面積 4,244㎡
竣工 平成3年2月28日

9 地域開発

(1) 水資源開発の推進

地下水源の保全涵養及び地下水の適正かつ合理的な利用推進を図るとともに、将来の水需要の見通しの中、西条地区工業用水道の適正な活用を図る。

10 別子銅山文化遺産

300年の歴史を誇る「別子銅山」は、本市の「モノづくり」の歴史を語る上で全国的にも極めて貴重な「近代化遺産」を現在に残している。それは建造物や構造物のみならず、各種の道具や製品、産業に関わる写真やフィルム、携わった人たちの体験や貴重な意見、また職人の高い技術など、「鉱業」及び「鉱山」から派生した多方面にわたるものになっている。

市民が郷土・新居浜市に愛情と誇りが持てるまちづくりを推進することを目的として「新居浜市あかがね基金」を平成20年4月に設置。遺産の補修に活用されている。平成21年8月に旧山根製錬所煙突ほか5つの物件が、平成23年1月には旧端出場水力発電所が国の登録有形文化財になっている。平成24年3月に策定した『別子銅山近代化産業遺産を活かしたまちづくり総合整備計画』を推進するとともに、さらに多くの別子銅山近代化遺産の文化財化を図り、「生きた博物館都市」の実現を目指している。

11 総合文化施設

総合文化施設の建設については、建設工事入札が二度にわたり不調となったが、平成25年3月建設業者が決定し、平成24年、25年の継続事業として着工となった。また、市民との協働による総合文化施設建設委員会や総合文化施設収集評価委員会を開催し、総合文化施設開館後の運営や開館に向けた準備について検討した。

12 東予港(東港地区)臨海工業用地造成事業

愛媛県管理の東予港(東港地区)において、臨海工業用地造成事業を施行する。

本事業により、住友化学株式会社愛媛工場の防災機能の向上による市民生活の安全性の確保、生産活動支援による新居浜市の経済発展を図る。

- ・埋立面積 4.3 ha
- ・事業概要 平成22年度～平成27年度(予定)

平成25年度は、臨海部の新たな工業用地造成を検討する。

13 予 算

(1) 各会計予算総括表

(単位：千円・%)

会 計	年度 区分	23		24		25	
		当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比
一 般 会 計		44,514,720	55.0	47,007,452	55.4	47,550,404	54.7
特 別 会 計	貯 木 場 事 業	31,274	0.1	87,613	0.1	114,815	0.1
	渡 海 船 事 業	176,627	0.2	222,515	0.3	177,403	0.2
	住宅新築資金等貸付事業	19,286	0.0	11,644	0.0	10,385	0.0
	平 尾 墓 園 事 業	37,317	0.1	19,558	0.1	21,291	0.0
	公 共 下 水 道 事 業	5,600,831	6.9	5,386,414	6.3	5,608,392	6.5
	工 業 用 地 造 成 事 業	584,778	0.7	193,853	0.2	93,382	0.1
	国 民 健 康 保 険 事 業	14,075,637	17.4	14,116,853	16.6	14,557,491	16.7
	老 人 保 健 事 業	—	—	—	—	—	—
	介 護 保 険 事 業	11,106,657	13.7	12,630,572	14.9	12,856,586	14.8
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業	1,463,860	1.8	1,583,750	1.9	1,568,234	1.8
	小 計	33,096,267	40.9	34,252,772	40.4	35,007,979	40.2
企 業 会 計	水 道 事 業 会 計	3,105,174	3.8	3,332,316	3.9	4,001,434	4.6
	工 業 用 水 道 事 業 会 計	271,151	0.3	284,602	0.3	410,929	0.5
	小 計	3,376,325	4.1	3,616,918	4.2	4,412,363	5.1
	合 計	80,987,312	100	84,877,142	100	86,970,746	100

(2) 平成25年度一般会計性質別予算

(歳入)				(歳出)				(単位：千円・%)			
性質		区分	当初予算額	構成比	性質		区分	当初予算額	構成比		
自主財源	市	税	18,081,575	38.0	人	件	費	7,937,313	16.7		
	分担金及び負担金		842,403	1.8	物	件	費	6,193,975	13.0		
	使用料及び手数料		750,824	1.6	維持	補修	費	346,714	0.7		
	財産収入		35,497	0.1	扶助		費	10,327,891	21.7		
	寄附金		9,967	0.0	補助	費	等	2,351,987	5.0		
	繰入金		2,351,999	4.9	公債		費	5,852,332	12.3		
	繰越金		1,100,000	2.3	出資金及び貸付金			999,000	2.1		
	諸収入		1,798,170	3.8	繰出金及び積立金			5,422,276	11.4		
小計			24,970,435	52.5	予備	費	30,000	0.1			
依存財源	地方譲与税		341,000	0.7	小計			39,461,488	83.0		
	利子割交付金		40,000	0.1	投資的経費	公共事業費		5,514,654	11.6		
	配当割交付金		16,000	0.0		単独事業費		2,531,962	5.3		
	株式等譲渡所得割交付金		8,000	0.0		災害復旧事業費		42,300	0.1		
	地方消費税交付金		950,000	2.0		小計			8,088,916	17.0	
	ゴルフ場利用税交付金		31,000	0.1							
	自動車取得税交付金		52,000	0.1							
	地方特例交付金		40,000	0.1							
	地方交付税		5,780,000	12.1							
	交通安全対策特別交付金		24,000	0.1							
	国庫支出金		6,440,959	13.5							
	県支出金		2,791,010	5.9							
	市債		6,066,000	12.8							
小計			22,579,969	47.5							
合計			47,550,404	100	合計			47,550,404	100		

(3) 平成25年度一般会計財源内訳

		(歳出)				(単位：千円・%)	
科目	財源	当初予算額	特定財源			一般財源	一般財源充当率
			国県支出金	地方債	その他		
議会費		400,831	—	—	—	400,831	100
総務費		7,747,797	1,013,154	2,087,600	1,157,001	3,490,042	45.0
民生費		17,277,363	7,437,335	—	1,186,116	8,653,912	50.1
衛生費		5,313,816	50,458	284,200	318,686	4,660,472	87.7
労働費		289,958	14,176	—	255,000	20,782	7.2
農林水産業費		548,390	106,402	10,000	7,175	424,813	77.5
商工費		1,371,295	23,389	31,000	816,113	500,793	36.5
土木費		3,272,134	449,761	427,000	271,397	2,123,976	64.9
消防費		1,529,988	655	238,900	43,063	1,247,370	81.5
教育費		3,872,737	136,639	342,300	211,945	3,181,853	82.2
災害復旧費		42,300	—	—	—	42,300	100
公債費		5,853,741	—	—	193,642	5,660,099	96.7
諸支出金		54	—	—	54	—	0
予備費		30,000	—	—	—	30,000	100
計		47,550,404	9,231,969	3,421,000	4,460,192	30,437,243	64.0

(2) 一般会計決算の推移 (款別)

ア 歳入

(単位：千円・%)

款	年度 区分	22		23		24	
		決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
市	税	18,972,600	38.7	18,952,875	41.4	18,557,847	38.6
地方	譲与税	366,291	0.7	368,014	0.8	349,929	0.7
	利子割交付金	69,160	0.1	58,817	0.1	55,515	0.1
	配当割交付金	25,084	0.1	28,671	0.1	28,391	0.1
	株式等譲渡所得割交付金	10,779	0.0	7,480	0.0	9,094	0.0
	地方消費税交付金	1,116,556	2.3	1,111,844	2.4	1,112,322	2.3
	ゴルフ場利用税交付金	42,663	0.1	38,030	0.1	40,523	0.1
	自動車取得税交付金	64,408	0.1	56,815	0.1	69,261	0.1
	地方特例交付金	179,915	0.4	155,027	0.3	68,110	0.1
	地方交付税	5,974,788	12.2	6,021,038	13.2	6,337,944	13.2
	交通安全対策特別交付金	24,264	0.1	23,008	0.0	22,600	0.1
	分担金及び負担金	800,157	1.6	831,918	1.8	833,953	1.7
	使用料及び手数料	770,758	1.6	755,783	1.7	740,708	1.5
	国庫支出金	7,252,614	14.8	5,871,709	12.8	6,042,163	12.6
	県支出金	3,603,083	7.4	3,848,774	8.4	2,913,103	6.1
	財産収入	170,650	0.4	173,811	0.4	79,002	0.2
	寄附金	16,581	0.0	14,661	0.0	15,934	0.0
	繰入金	167,917	0.3	261,372	0.6	2,495,606	5.2
	繰越金	1,486,960	3.0	1,609,524	3.5	1,412,848	2.9
	諸収入	1,985,414	4.1	1,823,099	4.0	1,571,775	3.3
	市債	5,870,059	12.0	3,783,160	8.3	5,319,000	11.1
合	計	48,970,701	100	45,795,430	100	48,075,628	100

イ 歳出

(単位：千円・%)

款	年度 区分	22		23		24	
		決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
議	会費	339,603	0.7	432,443	1.0	386,266	0.8
総	務費	5,199,484	11.0	4,550,088	10.2	6,805,053	14.6
民	生費	17,735,124	37.4	17,528,037	39.5	17,309,171	37.2
衛	生費	4,442,866	9.4	4,650,168	10.5	4,700,753	10.1
労	働費	333,160	0.7	337,782	0.7	287,184	0.6
農	林水産業費	913,108	1.9	594,456	1.3	567,978	1.2
商	工費	1,786,606	3.8	2,344,293	5.3	2,006,850	4.3
土	木費	3,583,384	7.6	3,591,272	8.1	3,447,279	7.4
消	防費	1,215,557	2.6	1,300,395	2.9	1,385,757	3.0
教	育費	6,008,684	12.7	3,238,714	7.3	3,564,987	7.7
災	害復旧費	—	—	111,600	0.3	135,140	0.3
公	債費	5,803,553	12.2	5,703,288	12.9	5,699,547	12.2
諸	支出金	48	0.0	46	0.0	274,045	0.6
予	備費	—	—	—	0.0	—	—
繰	上充用金	—	—	—	0.0	—	—
合	計	47,361,177	100	44,382,582	100	46,570,010	100

(3) 一般会計歳出決算性質別の推移

性質別	年度 区分	22			23			24		
		決算額	構成比	市民1人 当たり	決算額	構成比	市民1人 当たり	決算額	構成比	市民1人 当たり
		千円	%	円	千円	%	円	千円	%	円
1. 人件費		7,704,381	16.3	61,669	7,661,807	17.3	61,571	7,612,798	16.4	61,202
2. 物件費		5,838,735	12.3	46,736	8,055,675	18.1	64,736	8,108,165	17.4	65,184
3. 補助費等		2,464,598	5.2	19,728	2,584,843	5.8	20,772	2,465,441	5.3	19,821
4. 維持補修費		261,619	0.6	2,094	264,045	0.6	2,122	276,127	0.6	2,220
5. 扶助費		9,239,612	19.5	73,958	7,678,700	17.3	61,707	7,794,372	16.7	62,662
6. 建設事業費		9,410,863	19.9	75,329	5,872,437	13.2	47,192	7,291,739	15.7	58,621
(1) 普通建設 事業費		9,410,863	19.9	75,329	5,760,837	13.0	46,295	7,156,599	15.4	57,534
ア 補助		5,231,232	11.1	41,873	2,352,607	5.3	18,906	2,366,497	5.1	19,025
イ 単独		4,179,631	8.8	33,456	3,408,230	7.7	27,389	4,790,102	10.0	38,509
(2) 災害復旧 事業費		—	—	—	111,600	0.2	897	135,140	0.3	1,086
7. 出資金貸付金		1,061,704	2.2	8,498	1,018,874	2.3	8,188	1,235,254	2.7	9,931
8. 積立金		1,105,527	2.3	8,849	830,316	1.9	6,673	1,251,957	2.7	10,065
9. 繰出金		4,471,932	9.4	35,795	4,713,927	10.6	37,882	4,835,912	10.4	38,878
10. 公債費		5,802,206	12.3	46,443	5,701,958	12.9	45,822	5,698,245	12.2	45,810
歳出合計		47,361,177	100	379,099	44,382,582	100	356,665	46,570,010	100	374,393

(4) 特別会計決算の推移

(単位：千円)

事業別	年度 区分	22		23		24	
		歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出
貯木場事業		243,037	163,463	221,186	40,488	281,865	87,417
渡海船事業		117,594	117,594	174,023	174,023	210,129	210,129
住宅新築資金等貸付事業		18,305	16,866	27,911	14,822	24,067	8,074
平尾墓園事業		25,669	25,669	18,534	18,534	18,746	18,746
公共下水道事業		5,361,572	5,337,230	5,305,841	5,289,318	5,312,434	5,305,706
工業用地造成事業		795,475	711,558	480,653	382,591	568,962	513,122
国民健康保険事業		13,125,924	12,957,268	13,230,793	12,996,267	14,073,959	13,995,768
老人保健事業		118,187	118,187	—	—	—	—
介護保険事業		10,959,523	10,959,523	11,508,563	11,508,563	12,423,356	12,300,628
後期高齢者医療保険事業		1,460,801	1,392,587	1,476,179	1,410,616	1,614,643	1,531,661
計		32,226,087	31,799,945	32,443,683	31,835,222	34,528,161	33,971,251

(5) 水道事業・工業用水道事業決算の推移

ア 水道事業

(単位：千円)

年度	区分	収益的収入	収益的支出	純利益	資本的収入	資本的支出
20		1,820,250	1,641,968	178,282	274,320	1,097,956
21		1,808,700	1,600,102	208,598	279,292	925,334
22		1,747,413	1,561,210	186,203	332,343	955,004
23		1,746,987	1,524,360	222,627	217,273	965,731
24		1,720,859	1,572,674	148,185	326,124	998,846

注：収益的収支は消費税抜金額、資本的収支は消費税込金額

イ 工業用水道事業

(単位：千円)

年度	区分	収益的収入	収益的支出	純利益	資本的収入	資本的支出
20		233,281	164,139	69,142	0	122,214
21		227,743	182,896	44,847	25,815	46,494
22		235,543	178,495	57,048	0	183,632
23		235,490	170,336	65,154	0	34,653
24		238,741	177,038	61,703	5	64,706

注：収益的収支は消費税抜金額、資本的収支は消費税込金額

(6) 市債現在高の推移

(単位：千円)

区 分	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度増減見込み		平成25年度末 見 込 額
			平成25年度中 起 債 見 込 額	平成25年度中 元金償還見込額	
一 般 会 計					
総 務	1,005,208	1,926,035	2,547,800	318,417	4,155,418
民 生	805,455	1,038,185	19,800	55,609	1,002,376
衛 生	4,093,096	3,533,594	360,400	746,431	3,147,563
労 働	—	—	—	—	—
農 水	548,608	496,886	10,000	61,023	445,863
商 工	112,539	738,179	31,000	64,897	704,282
土 木	17,957,397	16,271,706	962,300	2,186,532	15,047,474
公 営 住 宅	697,519	592,050	142,500	85,361	649,189
消 防	345,686	368,968	238,900	63,322	544,546
教 育	3,247,779	3,350,912	490,800	216,433	3,625,279
災 害 復 旧	990,332	786,883	1,400	236,632	551,651
減 税 補 て ん 債	1,292,881	1,168,411	—	126,298	1,042,113
臨 時 税 収 補 て ん 債	327,818	275,863	—	52,999	222,864
臨 時 財 政 対 策 債	14,936,374	16,372,498	2,645,000	654,444	18,363,054
借 換 債	600,657	402,339	—	200,213	202,126
減 収 補 て ん 債	1,100,000	1,067,000	—	66,000	1,001,000
計	48,061,349	48,389,509	7,449,900	5,134,611	50,704,798
特 別 会 計					
貯 木 場 事 業	252,767	170,051	—	113,366	56,685
渡 海 船 事 業	72,291	60,808	—	11,558	49,250
住宅新築資金等貸付事業	24,753	19,766	—	6,731	13,035
平 尾 墓 園 事 業	123,093	118,640	—	8,887	109,753
公 共 下 水 道 事 業	37,090,091	37,095,814	2,029,100	2,069,041	37,055,873
工 業 用 地 造 成 事 業	453,400	915,400	—	81,534	833,866
国 民 健 康 保 険 事 業	250,000	200,000	—	50,000	150,000
介 護 保 険 事 業	63,303	42,202	—	21,101	21,101
計	38,329,698	38,622,681	2,029,100	2,362,218	38,289,563

(単位：千円)

区 分	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度増減見込み		平成25年度末 見 込 額
			平成25年度中 起 債 見 込 額	平成25年度中 元金償還見込額	
企 業 会 計					
水 道 事 業	5,174,198	5,079,460	200,000	309,440	4,970,020
工 業 用 水 道 事 業	42,907	31,080	—	12,428	18,652
計	5,217,105	5,110,540	200,000	321,868	4,988,672

(7) 普通会計決算額(財政指標)の推移

(単位：千円)

区分	年度	20	21	22	23	24
歳入総額	㉑	41,801,744	45,206,708	49,002,148	45,829,661	48,107,799
歳出総額	㉒	40,465,941	43,719,382	47,390,549	44,403,098	46,585,562
歳入歳出差引額(㉑-㉒)	㉓	1,335,803	1,487,326	1,611,599	1,426,563	1,522,237
翌年度へ繰越すべき財源	㉔	384,671	531,028	414,120	241,635	332,431
実質収支(㉓-㉔)	㉕	951,132	956,298	1,197,479	1,184,928	1,189,806
単年度収支	㉖	△ 31,353	5,166	241,181	△ 12,551	4,878
積立金	㉗	11,769	510,000	849,095	203,858	878,450
繰上償還金	㉘	226,663	136,017	99,176	28,629	—
積立金取り崩し額	㉙	493,713	1,010,000	—	79,965	713,740
実質単年度収支(㉖+㉗+㉘-㉙)		△ 286,634	△ 358,817	1,189,452	139,971	169,588
基準財政需要額	注：1	19,755,139	20,382,397	19,081,104	19,549,634	19,536,726
基準財政収入額	注：2	17,961,116	15,680,749	13,799,693	14,558,086	14,540,085
標準財政規模	注：3	26,205,561	26,644,710	25,937,989	26,507,565	27,002,231
財政力指数	単年度	0.909	0.769	0.723	0.745	0.744
	三年平均	0.855	0.850	0.800	0.746	0.737
実質収支比率(%)	注：5	3.6	3.6	4.6	4.5	4.5
公債費比率(%)	注：6	12.0	8.9	12.1	10.4	10.0
起債制限比率(%)	注：7	10.0	8.7	8.4	7.9	7.6
積立金現在高		10,961,369	10,460,366	11,519,757	12,085,882	12,121,787
地方債現在高		49,148,227	47,146,269	48,217,443	47,143,950	47,671,250
債務負担行為額		1,020,351	765,250	4,460,185	3,644,801	3,251,106
経常一般財源比率(%)	注：8	87.1	91.3	96.4	94.3	92.3
経常収支比率(%)	注：9	(91.9) 85.4	(86.3) 81.2	(85.0) 76.2	(85.8) 78.6	(88.0) 81.5

注：1 基準財政需要額

普通交付税の算定に用いるもので、地方公共団体が標準的な水準で行政を行うために必要な経費のうち、一般財源で賄うべき額を合理的に算定した額をいう。

この性格及び算定上の基本的なものは、特定財源を充当される部分を除いて一般財源をもって賄われる額であること。客観的な「あるべき財政需要額」を算定するものであること。義務的性格や普遍性の高い経費を算定の対象とし、地域的特殊性、独自性の強い経費は必ずしも算入されるわけではないこと等である。

注：2 基準財政収入額

普通交付税の算定に用いるもので、地方公共団体の財政力を合理的に測定するため、標準的な状態において見込まれる市税、利子割交付金、特別とん譲与税譲与金等の一般財源収入を、一定の方法で算定した額である。

この性格及び算定上の基本的なものは、収入実績ではなく、客観的な「あるべき一般財源収入額」を算定するものであり、その算定にあたっては、徴収努力の大小が地方交付税に影響を与えることのないように、なるべく客観的、間接的な資料を用いることとされている。

注：3 標準財政規模

地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもので、次の計算方式によって算定されたもの。

$$\text{標準財政規模} = (\text{基準財政収入額} - \text{市民税所得割における税源移譲相当額の25\%} - \text{地方譲与税} - \text{交通安全対策特別交付金} - \text{児童手当特例交付金}) \times \frac{100}{75} + (\text{地方譲与税} + \text{交通安全対策特別交付金} + \text{児童手当特例交付金} + \text{普通交付税} + \text{臨時財政対策債発行可能額})$$

注：4 財政力指数

基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3か年の平均値であり、地方公共団体の財政力を示す。

財政力指数は、必要とする一般財源に対して、制度上現実に収入されうる税収入等がどれだけあるかということを示す指標であり、この指標が高

いほど財政力が強いといえる。

この指数が「1」を超えると普通交付税の不交付団体となり、「1」以下でも「1」に近いほど留保財源が多く、それだけ財源に余裕があるといえる。

$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$

注：5 実質収支比率

実質収支額の標準財政規模に対する割合をいい、実質収支額が黒字の場合の比率は正数で、赤字の場合は負数であらわされる。おおむね標準財政規模の3%から5%程度が望ましいとされている。

$$\text{実質収支比率} = \frac{\text{実質収支}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$$

$$\text{実質収支} = \text{形式収支} - \text{翌年度へ繰り越すべき財源}$$

$$\text{形式収支} = \text{歳入決算額} - \text{歳出決算額}$$

注：6 公債費比率

公債費(地方債の元利償還に充てられる経費)に充てられた一般財源の標準財政規模を基礎として算出した一般財源に対する割合をいい、公債費の市への影響度を示すもので、この比率が増加すると、後年度の財政負担がかさみ、財政構造の弾力性が圧迫されることとなる。

$$\text{公債費比率} = \frac{A - (B + C)}{\text{標準財政規模} - C} \times 100$$

A：元利償還金

B：公債費充当特定財源

C：普通交付税で災害復旧費等基準財政需要額に算入されたもの

注：7 起債制限比率

公債費比率と同様、公債費による財政負担の度合いを示す指標の一つで、この数値が一定基準以上になると起債許可が制限されていた。

平成18年度からは、地方債許可制度が協議制度に移行したことに伴い、新たに「実質公債費比率」という指標によって起債の発行が制限されることとなった。

$$\text{起債制限比率} = \frac{A - (B + C + D)}{\text{標準財政規模} - (C + D)} \times 100$$

A：元利償還金

- B：公債費充当特定財源
- C：普通交付税で災害復旧費等
基準財政需要額に算入され
たもの
- D：普通交付税で事業費補正により
基準財政需要額に算入されたもの

注：8 経常一般財源比率

標準財政規模に対する経常一般財源（毎年度連続して経常的に収入される財源のうち、その用途が特定されず、自由に使用しうる収入）の割合であり、市の収入の安定性と財政上の自立性がどの程度確保されているかを判断することができる。

$$\text{経常一般財源比率} = \text{経常一般財源} \div \text{標準財政規模} \times 100 (\%)$$

注：9 経常収支比率

容易に縮減することの困難な経常経費（人件費、扶助費、公債費等）に経常的一般財源がどの程度充当されているかをみることにより財政構造の弾力性を判断するための指標であり、80%を超えると、弾力性を失いつつあると考えられる。

$$\text{経常収支比率} = \text{経常経費充当の一般財源} \div (\text{経常一般財源総額} + \text{減税補てん債} + \text{臨時財政対策債}) \times 100 (\%)$$

なお、表内()は、平成12年度までは、経常一般財源等に減税補てん債を加えたもので、平成13年度以降は経常一般財源から減税補てん債及び臨時財政対策債を、平成20年度以降は経常一般財源から減収補てん債特例分及び臨時財政対策債を除いたものである。